

近畿地方不法投棄対策連絡会議規約

(名称)

第1条 本会は、近畿地方不法投棄対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 近畿地方（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府4県。以下同じ）における廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止及び対策等（以下「不法投棄対策等」という。）を推進するため、関係機関間における情報交換、連携強化を図ることを目的とする。

(連携調整事項)

第3条 連絡会議は、その目的を達成するため、次の事項について近畿地方における関係機関間の連絡調整を行う。

- (1) 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク（毎年5月30日から6月5日の一週間。以下「ウィーク」という。）」期間内における不法投棄対策等に関する事業
- (2) 「ウィーク」期間外も含めた（通年の）不法投棄対策等に関する事業
- (3) その他不法投棄の抑制に資する事業（3Rの推進に関するもの等）

(連絡会議の構成員)

第4条 連絡会議は、別添の各機関の担当課長級職をもって構成する。

- 2 連絡会議の構成員については、必要に応じ、追加等を行うことができる。

(連絡会議の組織等)

第5条 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 連絡会議の会長は、近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長をもって充てる。
- 3 不法投棄対策等に関する地方自治体との連携を確保するため、連絡会議の開催に当たり、会長は、地方自治体に対し適切に出席を要請する。
- 4 連絡会議の事務を処理するため、近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 2 この規約の改廃は、連絡会議で定める。

附 則

この規約は、平成20年5月13日から施行する。

(別添) 近畿地方不法投棄対策連絡会議構成機関

近畿管区警察局

近畿農政局

近畿中国森林管理局

近畿経済産業局

近畿地方整備局

近畿運輸局

神戸運輸監理部

第五管区海上保安本部

第八管区海上保安本部

近畿地方環境事務所 (事務局)